

○嘉麻市住宅改修事業補助金交付規程

平成27年3月31日告示第17号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の快適な住環境の整備及び地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において、嘉麻市住宅改修事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供する建築物で、市内に存するものをいう。
- (2) 併用住宅 1つの建築物に個人住宅部分及び店舗又は事務所の部分があり、それが一体として利用される建築物で、市内に存するものをいう。
- (3) 住宅改修 建築物の維持及び機能向上を目的として行う当該建築物の構造部分及び付帯設備の改修工事又は改築工事（当該工事施工業者が請け負う電気設備及び給排水設備等の工事を含む。）で、別表に掲げるものをいう。
- (4) 施工業者 本市に本社又は本店所在地を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者をいう。

(対象者)

第3条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 個人住宅又は併用住宅の所有者（同一世帯で生計を一とする世帯員を含む。以下「所有者等」という。）であつて、かつ、当該住宅に現に居住していること。
- (3) 所有者等及び所有者等と同一世帯に属する者全員が、市税及び公共料金等を滞納

していないこと。

(4) 補助金の交付申請をしようとする年度内において、既に補助金の交付を受けていないこと。

(工事の施工)

第4条 住宅改修の工事（以下「工事」という。）は、補助金の交付決定後に着手し、補助金の交付申請をした年度の3月末日までに完了届を提出できるものであって、施工業者により行われるものとする。

2 併用住宅の工事については、自己の居住の用に供する部分に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。

工事の金額（消費税を除く。）	補助金の額
100,000円以上	当該工事の金額に10分の1を乗じて得た額（当該金額が100,000円を超えるときは100,000円）

(他の補助制度との併用)

第6条 市又は国及び県その他公共団体が実施している他の住宅補助制度による補助を受けられる場合は、当該補助制度を優先するものとする。

2 市長は、前項の補助を受けた部分について、補助金を交付しないものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事の着手前に嘉麻市住宅改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 工事見積書の写し

- (2) 工事設計書（図面を含む。）
 - (3) 補助対象者の要件確認の同意書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について、嘉麻市住宅改修事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付することができる。

（工事内容の変更等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ嘉麻市住宅改修事業補助金交付変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請をしなければならない。

- (1) 変更後の工事見積書の写し
- (2) 変更後の工事設計書（図面を含む。）

（工事内容の変更等の承認）

第10条 市長は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る承認又は不承認を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく承認又は不承認を決定した場合は、嘉麻市住宅改修事業補助金交付変更承認・不承認決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（完了届等の提出）

第11条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事完了後、住宅改修完了届（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出

するものとする。

- (1) 住宅改修完了証明書（様式第6号）
 - (2) 当該工事代金支払領収書の写し
 - (3) 施工管理写真（施工前、施工中及び施工後）
- （補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定に基づく完了届を受領したときは、これを審査し、必要に応じ現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは補助金の額を確定し、嘉麻市住宅改修事業補助金額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、嘉麻市住宅改修事業補助金請求書（様式第8号）により補助金の請求をするものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

住宅改修の種別	住宅改修の内容
バリアフリー工事	(1) 玄関又はアプローチの段差の解消 (2) 階段、廊下、浴室又はトイレの手すりの設置 (3) 車椅子で利用できる出入口又はトイレへの改修 (4) 廊下又は浴室の床の滑りにくい床材への変更 (5) その他これらに類する工事
省エネ工事	(1) 窓等の開口部の二重サッシ又はペアガラスへの変更 (2) 壁、床、天井等への断熱材の設置 (3) その他これらに類する工事
耐震工事	(1) 基礎部分の補強 (2) 壁の増設 (3) 筋かい、構造用合板等による壁の補強 (4) 柱とはり、土台と柱、筋かいとはり等の金物による固定の強化 (5) その他これらに類する工事
耐久性能工事	(1) 屋根のふき替え (2) 屋根及び外壁の塗装 (3) 壁、床及び天井の工事 (4) 玄関等出入口の工事 (5) その他これらに類する工事

